

第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務仕様書

1 件名

第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務

2 目的

全国離島交流中学生野球大会は、全国の離島に住む中学生が一堂に会し、野球を通じて交流を図り、人間形成や健全な成長を促すことにより、将来を通じた離島地域の振興に寄与することを目的としている。

令和 8 年度に島根県隠岐の島町で開催する「第 17 回全国離島交流中学生野球大会」において、大会参加チームの宿泊及び輸送を安全かつ円滑に行うことを目的とする。

3 大会開催概要

- (1) 期間 令和 8 年 8 月 17 日（月）～8 月 21 日（金）
- (2) 会場 隠岐の島町内各球場、総合体育館、文化会館ほか
- (3) 日程（案）詳細は別紙大会日程表による。

4 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

5 業務内容

(1) 宿泊手配業務

大会期間中の各参加者の宿舎を確保し、公平性のある配宿をすること。隠岐の島町の入島及び離島は次の日程となるが、必要により最小限での前泊・後泊も対応すること。また、離島は 8 月 21 日（金）とし、島外での宿泊を極力減らすように対応すること。なお、下記④は手配のみとし、その費用は当該機関の負担とする。以降の業務においても同様とする。

- ① 参加チームの宿泊施設の確保、配宿、食事の提供等。
- ② 宿舎内での食事提供は（朝・夕）を基本とする。食事提供ができない施設の場合は食事場所を確保すること

※参加選手のアレルギーチェック等を行い食事提供に配慮すること。なお可能な限り試合日程に合わせて朝食時間を宿泊施設と調整する等の対応を行うこと。

③参加チームの開催地までの移動に伴う宿舎を確保すること

④大会役員・派遣審判員（5名）・各自治体帯同職員については宿泊施設のみ手配すること（食事手配等不要、別途精算）。

⑤選手の保護者については、宿泊に関する協力を行うこと。

（2）輸送手配業務

次の期間に隠岐の島町へ入島及び隠岐の島町からの離島とするが、必要により最小限での前泊後泊も対応すること。

自：令和8年8月17日（月）開会式に間に合うように隠岐の島町へ入島

至：令和8年8月21日（金）隠岐の島町を離島

①安全円滑な輸送が実現できるよう輸送計画を策定し運営すること。

②島内輸送について隠岐の島町よりスクールバス5台を運転手含め提供する。その他の交通手段確保については提案者の提案による。（提案内容は実際の業務にそのまま採用されるものではない。）

③大会期間中に必要なバスの台数を確保すること

④輸送計画においては、各チームの基幹空港から隠岐の島町までの移動を含む計画を提案すること。

⑤輸送業務において指示系統を整備し、管理体制を確立すること。

⑥突発的な故障や事故により運行車両が走行困難になった場合等、想定される緊急事案発生時の対応及び連絡体制計画を作成する。（代替車の確保可否やフェリー及び航空機欠航時の対応を事前に整理すること）

（3）自由提案

本事業における自社の優位性を自由に提案すること（交流イベントや観光プラン等は不要）。

（4）参加チーム予定

第16回全国離島交流中学生野球大会参加チームが本町へ参加する前提で提案すること。（宮古島市からは1チームとして想定）※なお、今後各自治体の意向調査や予算措置状況等で変更が生じうるため、現時点で確定するものではない。

（５）提出・報告

- ①イベント終了後、速やかに宿泊・輸送計画に関する実績報告書を提出すること。
- ②事故等が発生した際は発生後速やかに時系列に沿って事故対応記録を提出すること。

6 業務実施体制

受注者は業務遂行にあたり、責任者及び担当者を定め、実行委員会との連絡体制を構築すること。また、不測の事態が発生した場合においても迅速に対応できる体制を整備すること。

7 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者又は業務担当者の実行委員会とは密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

8 提出書類等

受注者は、次の計画書等の書類を実行委員会に提出しなければならない。各書類の提出期限については、実行委員会と協議のうえ、指定された日とする。

（１）業務責任者等選任通知

（２）業務計画書・工程表

（３）成果品

イ．完了届

ロ．参加チームの開催地までの輸送計画・実績

ハ．配宿計画・実績

ニ．運営業務に係る積算書

ホ．業務実績報告

へ、実施状況の確認できる写真票

(4) その他実行委員会が指示する書類等

9 見積

- (1) 企画提案に基づき、宿泊・輸送等業務に係る全体経費を算出し、概算見積書を提出すること。(交通費、宿泊費、食事、その他諸経費) 見積書には手数料等の内訳をできる限り明らかにすること。

本大会は参加自治体より負担金を徴収し、大会運営を行うが、負担金の範囲は以下の通りとする。

【負担金範囲】

- ・参加チーム 1 チームの構成は最大 21 名（選手 18 名、監督 1 名、コーチ 1 名、審判員 1 名）
- ・21 名の出発地・基幹空港から隠岐の島町までの移動（往復）に要する交通費
- ・21 名の隠岐の島町内の宿泊費（2 食付）
- ・21 名の必要最小限の前後泊費用（食事なし）
- ・隠岐の島町内の移動にかかる費用

また、参加チーム（自治体）毎の全体金額が明記されたものを提出すること。
（様式任意）

※記載例

No.	自治体名	全体金額	備考
1	〇〇町	〇〇〇千円	詳細別紙 1
2	〇〇市	〇〇〇千円	詳細別紙 2
3	〇〇市	〇〇〇千円	詳細別紙 3
}	}	}	}
23	〇〇町	〇〇〇千円	詳細別紙 4
24	〇〇町	〇〇〇千円	詳細別紙 5
合計		〇〇〇千円	

隠岐の島町内での宿泊・送迎バスなどは、各チーム明細分へ含めるものとし、各詳細内訳に、その区分（算出項目・金額）が明記されていること。ただし、現時点での算定において、細分化できない場合は、一覧総括表に「送迎バス」として

一括料金を記載しても可であるが、次項「経費算出条件」には十分注意し計上すること。

- (2) 提案者からの業務に付随するその他企画提案内容、提案したい旅行保険・イベント保険（保険料・補償内容）、台風対策、業務受託にあたっての自社の優位性、準備進捗状況、さらには経費明細書では明記できないその他の事項など必要により記載されたもの。（書式や記載方法は任意）
- (3) 下記①～③を経費算出の条件とし、消費税を含む金額とすること。経費の算出にあたっては、現段階で提案者が把握する航路日程、交通費用で提案するものとする。（運賃は令和7年8月17日～令和7年8月23日を基準に作成すること）また隠岐の島町内での宿泊料について、旅行代理店手数料が必要な場合についても計上すること。ただし、選定された者の提案書に記載された経費をもって、今回算出対象経費区分における主催者側の予算額とする。今後経費の増減が発生した場合は、選定者において、予算の範囲内で提案内容を履行することが基本であるため、経費算出にあたっては、十分精査のうえ提出すること。なお、主催者から別途依頼業務が新たに生じた場合、また、今回算出対象費区分において増額が発生した場合でも、提案者に瑕疵がなく、正当な理由が客観的に証明でき、双方で合意確認することができた場合に限り予算額の加算を検討することにするため、安易な経費節減での算出提案は避けること。

①参加チーム（自治体）の基幹空港から隠岐の島町までの移動（往復）に要する基幹交通費

自：令和8年8月16日（日）または17日（月）

各島を出発し開会式に間に合う時間帯までに隠岐の島町へ入島

至：令和8年8月21日（金）

21日中に隠岐の島町を離島し、各島へ到着

②参加チーム（自治体）の上記①による移動時と大会期間中8月16日（日）または17日（月）～8月20日（木）の宿泊費（2食付）及び交通費

③各チームの円滑な島内移動に必要なバス経費及び必要に応じた航送料

10 適用

本仕様書に明示されていない事項については、実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

1 1 その他

- ① 受注者は関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。
- ② 提出書類に不備があった場合は、候補者決定後でも決定を解除することがある。
- ③ 業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ④ 本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。
- ⑤ 成果物の著作権・著作権は発注者である実行委員会に帰属する。
- ⑥ 実行委員会に対し、豊富な知識・技術をもとに助言・支援を行うこと。